

### 令和4年度 第1回

## 猿払村地球温暖化対策地域協議会を 書面会議により開催しました

〈猿払村新エネ・省エネ設備等導入促進補助金制度〉

★★★今年度も補助金制度を実施しています★★★

1. 太陽光発電設備設置  
補助金額：上限35万円（詳細は個別にお問い合わせ下さい）
2. 省エネ給湯機設備設置  
補助金額：対象経費の6分の1 上限10万円
3. LED照明設備購入  
補助金額：対象経費の2分の1  
一般住宅 上限 3万円  
事業所 上限 10万円
4. 木質系燃料ストーブ購入  
補助金額：対象経費の2分の1 上限5万円（1台限り）

※受付期間：令和4年4月1日から令和5年2月28日まで  
（太陽光発電設備のみ令和4年9月30日まで）

裏面に、ご利用の多い「LED照明設備購入」の申請手続きについて記載  
しています。

申請する前に照明器具を購入すると対象になりませんので、お間違えの  
ないようにお願いします。

猿払村の新エネ・省エネ設備補助金制度で、1番利用の多い「LED照明設備購入」について申請のながれをご紹介します。  
詳細については、電話2-3133(住民課生活環境係)へお問い合わせください。

申請者①. 照明器具を交換または新規に取り付けることになったら、まずは購入先で器具を選び、その形状・規格が確認できるカタログなどを見積書をもらってください。(カタログで金額が確認できれば見積書は不要です。**！注意：申請前に購入すると対象になりません。**)

申請者②. 役場で指定の補助金申請書に記入をし、上記1のカタログや見積書を添付して申請します。

★役場：申請された内容を確認、審査の上、審査結果(交付決定)を通知します。

申請者③. 交付決定通知が届きましたら、照明器具を購入してください。**！注意：必ず領収書をもらってください。**

申請者④. 役場で指定の補助金完了報告書に記入をし、上記3の領収書と設置後のカラー写真をご提出ください。

★役場：報告書を確認し、確定通知書を郵送します。

申請者⑤. 役場で指定の補助金請求書を提出していただきます。

★役場：申請者様の指定口座に補助金を振り込みいたします。

※猿払村の快適な住まいづくり促進条例による補助を受けて建設又は改修する住宅への設置は、該当しません。

※購入先で申請手続きを代行してもらえる場合がありますので相談してみてください。